

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の人口は、1995年（平成7年）の97,632人①をピークに、その後減少が続き、2015年（平成27年）には、91,030人②、2024年（令和6年4月1日付け）現在には、84,780人③と、ピーク時に比べマイナス15.2%となり、今後も毎年数百人単位での減少が続くと予測される。

また、年齢3区分別人口における老年人口（65歳以上）の構成比率の推移は、1995年（平成7年）の11.8%①から、2015年（平成27年）に26.6%②、2024年（令和6年）には30.0%④と人口減少とともに少子高齢化が加速している一方で、生産年齢人口（15歳～64歳）は、1995年（平成7年）の70.4%①から、2015年（平成27年）に60.1%②、2024年（令和6年）には52.2%④と減少してきている。このように人口構造の急激な変化によって、人材不足や、技能・技術伝承への支障をきたし、労働力、生産性が低下し、地域経済の成長力に複線的な影響を及ぼすこととなる。

一方、本市の産業立地環境は、加古川の豊富な工業用水、遠浅の海岸線、そして大阪、神戸などの大都市圏に近いという好条件に恵まれ、明治34年に大手製紙会社が立地して以降、戦前・戦後にかけて、海岸線を中心に大企業の工場が進出するところとなった。昭和30年には、工場誘致条例を制定し、海岸線の埋立てによる工場用地の造成、道路及び港湾の整備などを行った結果、我が国を代表する大手ものづくり産業企業の工場が林立し、協力企業とともに地域経済を牽引する、典型的な企業城下町となり、下請けの町工場も多くできた。市内企業の労働力人口の増加により昭和から平成初期まで人口も増加し続けてきた。

こうした背景の下、本市の産業構造は、昭和61年頃に始まったバブル景気の後退や平成のリーマンショックによる不況を経て、令和の時代に入っても、産業分類別就業者数では製造業の従業員数が、全国平均15.2%⑤に対して33.5%⑥と全国水準を大きく上回っている。また製造業を営む事業所のうち、従業員数30人未満の事業所が67.9%⑦を占めており、中小企業・小規模事業者が本市の地域経済を支えてきたと言える。

令和2年の新型コロナウイルス感染症の拡大や令和4年のロシアのウクライナ侵攻は全世界に大きな混乱を引き起こしたが、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行したことを機に、我が国の経済活動が緩やかに回復基調を取り戻しつつある現在、大手企業の設備投資計画は堅調であることに伴い、中小事業者も右肩上がりに推移している一方で、原油等エネルギー価格や原材料の高騰による企業収益の圧迫や、急速な円安の進行に起因する物

価の上昇と個人消費の停滞によって、依然として厳しい経営環境が続いており、設備投資の先送り等により労働生産性についても伸び悩んでいる状況にある。

【出典】

- ① 平成 7 年国勢調査
- ② 平成 27 年国勢調査
- ③ 令和 6 年度高砂市推計人口資料
- ④ 令和 6 年 3 月高砂市年齢別人口（5 歳階級）
- ⑤ 令和 3 年経済センサス 活動調査 産業横断的集計「事業所に関する集計・企業等に関する集計」結果の要約
- ⑥ 令和 5 年度高砂市統計書 4－3 産業大分類別事業所数及び従業者数の推移
- ⑦ 令和 5 年度高砂市統計書 6－4 規模別事業所数の推移

（2）目標

本基本計画を推進することにより、年平均 3 % 以上の労働生産性向上かつ年平均 5 % 以上の投資利益率が見込める中小企業者等の先端設備等導入計画について、2 年間で 15 件を認定し、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させることで地域の労働生産性を飛躍的に向上させ、少子高齢化等による人手不足、働き方改革に効果的な施策を展開する。また、地域経済の成長発展を促進するため、新規事業の進出、イノベーション創出による事業成長の実現や、産業資源を活かした新たな地域ブランド化などに取り組む事業者の活動並びに経営革新、経営力向上等に対し支援を行うことで、“資源を活かした特色のある産業、暮らしを支える産業のあるまち”の実現を目指す。

（3）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3 % 以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

少子高齢化による中小企業・小規模事業者の高齢化、人手不足や技能・技術伝承の低下に対応し、更には生産性の飛躍的な向上により、既存産業の高度化やイノベーションによる新規事業にも対応可能とする先端設備等を幅広く導入促進するため、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

ただし、太陽光発電関連設備は、発電電力を直接商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供するために自ら消費する設備（自ら消費した余剰分の電力を売電するものを含む。）及び発電電力の全てを他社に供給し、売電収入を得るための設備（全量売電設備）であって建物の屋上に設置するものに限るものとし、それ以外

の設備（全量売電設備であって土地に自立して設置するものなど）は対象外とする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

（１）対象地域

本市の大企業は工業団地をはじめ、臨海部の播磨工業整備特別地域を中心に密集しているが、中小企業・小規模事業者は市内全域に点在しているため、対象地域を限定せず、市内全域とする。

（２）対象業種・事業

本市の産業構造は、製造業が大きなウェイトを占めるが、産業別事業所数（令和３年経済センサス）は、卸売業・小売業が 19.7%と高くなっている。その他の業種は、多様な事業分野に分かれており、そのすべての中小規模事業者が市域の経済産業の活性化への貢献と成長発展への期待要素が高いことから、全ての業種・事業を対象とする。

4 計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

本計画の計画期間は、令和７年４月１日から令和９年３月３１日までとする。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は、３年間、４年間又は５年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

先端設備等導入計画の認定にあたり、以下の取組等に該当する事業又は事業者は、認定対象としないものとする。

（１）人員削減を目的とした事業

（２）公序良俗に反する事業や、反社会的勢力との関係が認められる事業

（３）次のいずれかに該当する者又は事業者

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 条。以下この号において「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連すると認めるに足りる相当の理由のある事業者
- ② 暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員
- ③ 高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成 24 年高砂市条例第 5 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者
- ④ 市税を滞納している事業者

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。